

令和5年度第2回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後1時35分開会

- ・市民環境部長あいさつ
- ・会長挨拶
- ・議事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議長 議題第1号令和5年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）12月補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第1号令和5年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）12月補正予算について説明する。

歳入について、国民健康保険税の減額は産前産後保険税繰入金の増額に伴うもの、一般会計繰入金は職員給与費等繰入金の減額、産前産後保険税繰入金の増額によるもの、基金繰入金は歳出の方でシステム改修と交付金返還金を増額することに伴い取り崩し額を増額するものです。

歳出について、総務費は産前産後期間の保険税の免除に伴うシステム改修の費用の増額、事業費納付金は財源を変更するもの、諸支出金は令和4年度保険者努力支援交付金と特定健診等負担金の精算による返還金を増額するものです。

歳入歳出それぞれ120万9千円増額し、予算総額を95億5,425万5千円とするものです。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。

例年これぐらいの補正があるのでしょうか。

保険年金課長 12月は金額の増減はありますが、例年人件費と交付金の返還金があります。

議長 その他にご意見ご質問はございませんか。

なければ、議題第1号について採決を行います。

提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員承認いただけたということで、議題第1号につきましては承認されました。

続きまして、議題第2号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）12月補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第2号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）12月補正予算について説明する。

今回の補正は、診療所における人件費について余剰が生じたため減額補正するものです。

歳入については、一般会計繰入金が減額、歳出については、会計年度任用職員の報酬が増額、一般職員の給料、職員手当等、共済費が減額となります。

歳入歳出それぞれ1,144万3千円減額し、予算総額を3億4,850万円とするものです。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

これだけ減りますと業務に支障はありませんか。

市民健康課長 職員につきましては、医師が昨年度末急遽退職ということがありまして、4～6月は診療支援という形で入っていただきました。募集をかけたまま、7月からまた常勤の医師がついていただいたことで、その差額ということですが、診療については、予定計画どおり診療支援を受けつつ行うことができましたし、事務長の兼務につきましても、医師も板取、洞戸両方を診療する形を今年度からとっておりまして、スムーズにできていると思っております。

議長 その他ご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議題第2号について採決を行います。

提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手いただいたということで、議題第2号につきましては承認されました。

続きまして、議題第3号関市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第3号関市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

地方税法の改正に伴い、出産する被保険者の産前産後期間の保険税を免除するよう改正するものです。

免除期間は、出産予定または出産した月の前月から、出産予定または出産した月の翌々月までの計4ヶ月分で、双子など多胎妊娠の場合は出産予定月の3ヶ月前からの計6ヶ月分で、出産する被保険者の所得割額と均等割額が減額されます。

令和6年1月施行となるため、今年度分については、令和6年1月以降に免除の対象となる月がある場合に、その対象月分が免除の対象となります。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

何か改正の理由というのはありますか。

保険年金課長 令和3年に成立しました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、こども・子育ての支援の拡充を図るということで、地方税法も改正されましたので、関市国民健康保険税条例も改正させていただきました。

議長 子育てがしやすくなるということですね。

保険年金課長 そうですね。子育ての支援ということになります。

議長 わかりました。
その他ご意見、ご質問ありませんか。

ご意見がないようですので、提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

	<p>全員挙手いただけたということで、議題第3号につきましては承認されました。</p> <p>続きまして、議題第4号諮問について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題第4号諮問について説明する。</p> <p>諮問書を読み上げ、令和6年度の国民健康保険税率等について諮問があったこと、事業費納付金、基金残高、関市国民健康保険事業の財政状況を説明する。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>事業費納付金はどのように決められるんですか。</p>
保険年金課長	<p>非常に難しい計算式になっておりまして、まず県が各市町村の被保険者数の見込みをだして、係数をかけて医療費の見込みを出します。また、前期高齢者交付金というものがありまして、そちらは2年前に交付されたものを2年後に精算しますので、令和4年度の時に納付金がかかなり上がりましたのは令和2年度の交付金の返還があったためです。その返還分は各市町村に振り分けられる形になりますので、その返還があるかないかも、納付金の増減にも関係してきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他ご意見、ご質問はありませんか。</p>
1号委員	<p>参考に知っておきたいと思いますが、国保新聞に保険料水準統一に向けてということで、12年度に統一ということが書いてありますが、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>そして、令和6年度から税率を変更するのか、その辺りのところを今日意見を出すということによろしいですか。</p>
保険年金課長	<p>県の運営方針が今年度、第3期ということで令和6年度から11年度までの分を今作成している段階になります。その中で11年度までに県下統一の保険税率にするという話になってきました。</p> <p>それまでに一気に上げるのではなくて少しずつ医療費の分も事業費納付金の中に率を変えて算定していくという形で、11年度にそれが終わりまして、12年度には県下統一の県内どこの市町村へ行っても世</p>

帯構成や収入が同じなら保険税額は一緒という形にするということが決まっています。

6年度、7年度の保険税については、さきほど説明しましたように基金の残高が大きく関わってきますので、どうしても保険税で賄えない場合は基金を取り崩して投入するという形になりますので、保険税を上げないようにしようと思いますと、基金を入れていかなければならないということになります。今までもそういう形で基金を投入して税率を調整していたんですが、4年度の時は事業費納付金が上がりましたので、基金をすべて投入すると枯渇してしまうということで、税率を上げさせていただきました。6年度の事業費納付金は5年度よりも下がりましたので、基金の残高が2億5千万円ほどでいければ、4年度ほど上げなくてもいいとか、5年度のように税率改正をしなくてもいいとか、それは本算定が来ないと正式には分かりませんので、確実に分かるのは来年の1月に入ってからという形になります。仮算定の状況ですと2億5千万円ぐらい残るんじゃないかという予想を立てさせていただいております。

2号委員 諮問ということで税率についてということですが、今日この会議でどこまで決めるのでしょうか。

市民環境部長 色々ご意見いただきありがとうございます。

来年度の保険税の額をいくらにするかということに関しましては、先ほど説明させていただいております県の方へお支払いをする事業費納付金が国民健康保険を運営するにあたって大きな割合を占める状況になりますので、この金額が大きくなることがあれば、その部分に関しての保険税を被保険者の方にご負担をいただく必要が出てくる場合があります。基金の話もさせていただいておりますが、基金を少しでも投入することができれば、保険税額が仮に上がっても、上がり方を少し目減りさせることができるだろうということは言えます。納付金の推移の折れ線グラフを見ていただいておりますけれども、令和4年度の保険税の算定の際には、事業費納付金の額が前年に比べてどんと上がった傾向がございまして、その分については、基金の投入が3億弱しかできませんでしたので、その分負担が増える部分は被保険者の方に保険税の値上げということでご負担をいただいたという経緯がございました。その流れから行きますと、事業費納付金の経過としましては、被保険者数が減っているということ、それから75歳以上の後期高齢者医療制度の方に団塊の世代の方が移行していらっしゃるという段階に来てございまして、特に被保険者が減っておる状況がございまして、こういった状況から判断しまして保険税収納が少なくなってくるとい

うこととなりますと、実際の運営のあり方で納付金が払えるかどうかと。その納付金の算定方法というのは非常に複雑な計算の元に行われているものでございまして、納付金の算定の範囲の中には医療費がどのくらいかかったかということの反映もされております。関市の被保険者の方がどのくらいお医者さんにかかれて医療費を使ったかということの反映する金額も翌年度にすぐ反映できないものですから、2年後ぐらいの算定に過去の分を反映し、精算をして計算をしていくということがございますので、来年度の保険税がいくらになるかということはこの場では皆様にもお示しができない状況でございますし、皆様の方にその額についてどうかということをお尋ねすることも難しいものがございますので、概ね方向性という形でもってできるだけ保険税は値上げをしないというような形、値上げをしても基金を投入することでできるだけ抑えてというような形、ただ保険税を賄うために基金を投入してしまうとさらに翌年度の運営について非常に制度的に危ういということも出てまいりますので、基金を全額とはいけないので、できる範囲で投入する形で税率を決めさせていただきたいということのぼやっとした形でしかありませんが、来年度の保険税の反映に委員さんのご意見を聞かせていただきたいということ、今回諮問という形で出させていただいておるといようなこととなります。今回この場で決めてくれということではございませんし、この運協としての考え方として関市長に対して来年度の保険税をどうするかという答申をお示しいただく必要が出てきますので、それに向けて資料を提示させていただく中で、色んなご意見をちょうだいしようという状況でございます。

2 号 委 員

おおまかな方向性についてということですね。

議 長

資料を見ますとたしかに2年ぐらいのスパンで上がり下がりがあるんですね。それに対して我々が考えて対処してなんとか負担をかけないように、みなさん意見を出し合って行けばこの会議も充実すると思います。数値的にはこの金額とは言えませんので、絶対的な数字をもってくるのは行政の方ですから、そのあたりはまたしっかり数字を出していただいで進めていただければいい答申ができると思いますので。そんな方向で行きたいと思いますがよろしいですか。

では、議題第4号についてはこれで終わります。

それでは、以上をもってすべての議題が終了したことを報告し、進行を事務局にお返しします。

午後3時15分閉会